

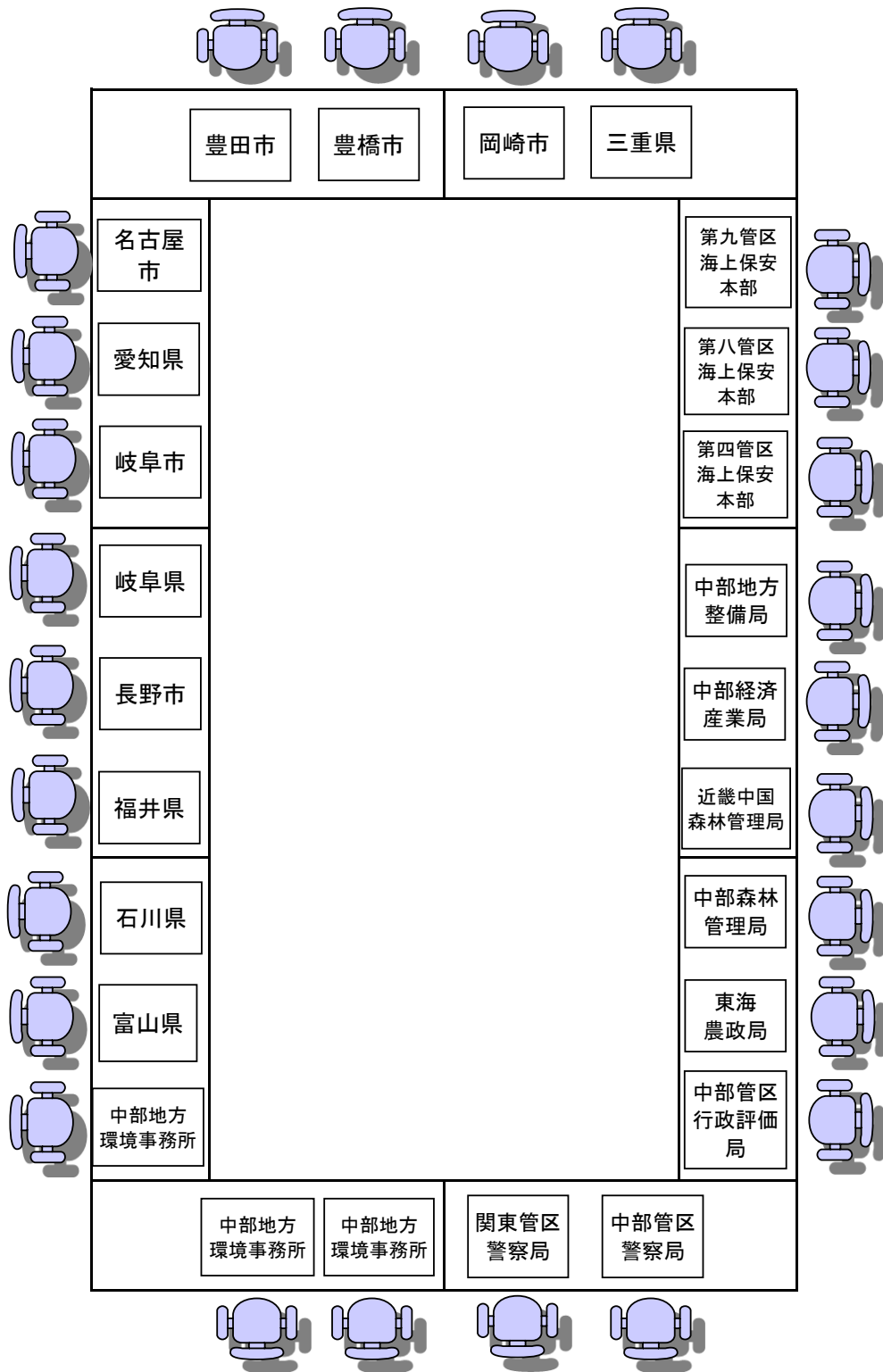
第6回 中部地方不法投棄対策連絡会

平成23年3月11日（金）
13時30分～15時30分
中部地方環境事務所第1会議室

○議事次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 産業廃棄物の不法投棄等の状況について
4. 平成23年度における不法投棄対策等について
5. 不法投棄対策に関する情報交換・意見交換
6. その他
7. 閉会

第6回中部地方不法投棄対策連絡会座席表



出入口

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 21 年度）について

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案について、新たに判明した不法投棄事案の状況、並びに年度末時点の不法投棄及び不適正処理事案の残存量等を調査し、公表しています。

廃棄物処理法の累次の改正による規制の強化をはじめ、不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、産業廃棄物の不法投棄等の新規判明事案の件数は減少してきています。

しかしながら、5,000 トン以上の大規模な不法投棄事案は新たに 2 件、不適正処理事案については 4 件判明し、5,000 トン未満の規模のものを含めると、全体では 279 件の不法投棄、187 件の不適正処理が新たに判明したと報告されており、いまだ不法投棄等の事案を撲滅するには至っていません。

【全国】

- (1) 平成 21 年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄事案の件数は 279 件（前年 308 件、▲29 件）、不法投棄量は 5.7 万トン（同 20.3 万トン、▲14.6 万トン）でした。
- (2) 平成 21 年度に新たに判明したと都道府県等から報告のあった不適正処理事案の件数は 187 件（前年度 308 件、▲121 件）、不適正処理量は 37.9 万トン（同 122.8 万トン、▲84.9 万トン）でした。
- (3) 平成 21 年度末における不法投棄等の残存件数として報告のあったものは 2,591 件（前年度 2,675 件、▲84 件）、残存量の合計は 1,730.5 万トン（同 1,726.0 万トン、+4.5 万トン）でした。

【管内】

- (1) 平成 21 年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄事案の件数は 23 件（前年 27 件、▲4 件）、不法投棄量は 1.0 万トン（同 7.0 万トン、▲6.0 万トン）でした。
→ 資料 1 「不法投棄等件数・投棄量の推移」
- (2) 平成 21 年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理事案の件数は 13 件（前年度 20 件、▲7 件）、不適正処理量は 6.1 万トン（同 19.0 万トン、▲12.9 万トン）でした。
- (3) 平成 21 年度末における不法投棄等の残存件数として報告のあったものは 181 件（前年 166 件、+15 件）、残存量の合計は 415.5 万トン（同 389.9 万トン、+25.6 万トン）でした。
→ 資料 2 「不法投棄等の残存件数及び残存量」

環境省では、廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずること等を盛り込んだ廃棄物処理法の一部を改正する法律案をさきの通常国会に提出し、可決・成立しました（平成 22 年 5 月法律第 34 号）。平成 22 年 12 月 17 日に関係する政令が閣議決定され、改正法は平成 23 年 4 月 1 日付で施行されることになりました。

また、経済の状況によっては不法投棄等の増加が懸念されることを勘案し、引き続き、不法投棄等の防止を図るため、①全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化、②エコアラームネット等を活用した取組、③現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援、④衛星画像を活用した早期発見・早期対応等の取組を展開し、地方環境事務所が拠点となって都道府県等と緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進します。

2. 中部地域における大規模不法投棄事案の概要（平成21年度）

(1)法16条違反事案

| | |
|---------|---|
| 長野県高山村 | |
| ○投棄量 | 9, 220トン |
| ○廃棄物の種類 | 汚泥、鋳さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、木くず |
| ○投棄実行者 | 許可業者 |
| ○概要 | 許可業者による保管場所以外での大量保管及び保管場所での過剰保管について改善指導（平成21年3月以降）を行っていたが、当該廃棄物を別の場所に不法投棄したことが平成21年7月に判明。 |

(2)法12条違反事案

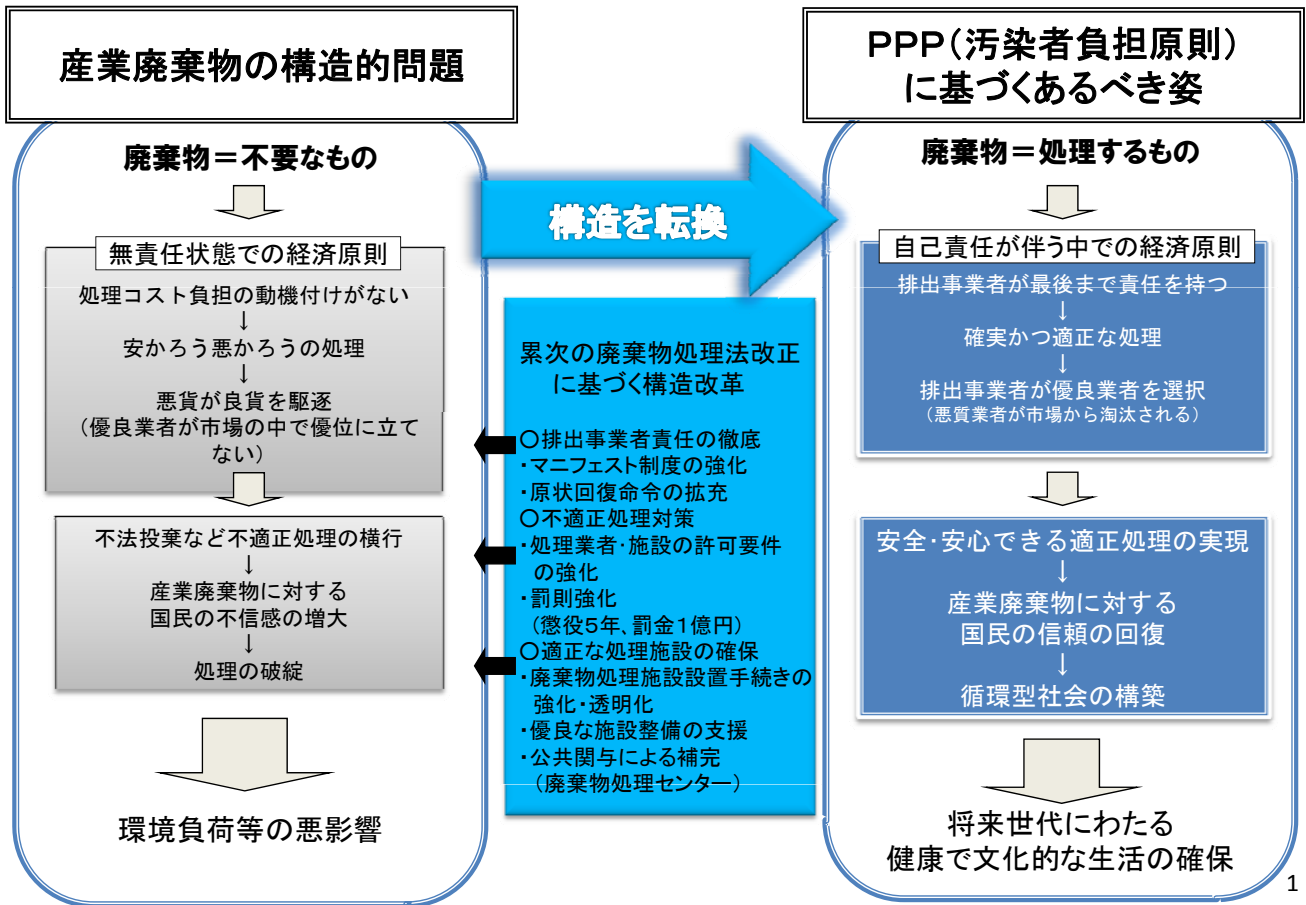
| | |
|---------|---|
| 石川県小松市 | |
| ○投棄量 | 31, 464トン |
| ○廃棄物の種類 | がれき類 |
| ○投棄実行者 | 許可業者 |
| ○概要 | 中間処理業者が、平成18年度頃から保管施設の容量を超過して、がれき類（アスファルト破片、コンクリート破片、瓦破片）を保管するようになった。過剰保管しているがれき類は容量が不明であったが、改善するよう指示した。平成21年度になっても改善が進まないことから、過剰保管容量を計測し、計画的に改善するよう指示した。現在、県の指導に従い、改善中である。 |

| | |
|---------|--|
| 長野県塩尻市 | |
| ○投棄量 | 25, 779トン |
| ○廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 |
| ○投棄実行者 | 許可業者 |
| ○概要 | 安定型最終処分場の埋立面積及び容量が、許可面積・容量を超えていたことから、平成22年1月に改善命令、施設停止命令を行い、同年2月に改善命令に対する改善計画書が提出され、現在改善に向けて搬出が行われている。 |

3. 中部地域における不法投棄等の残存件数及び残存量（市町村別、平成21年度末時点）

| 場所(市区町村名) | 件数 | 量(トン) |
|------------|-----------|----------------|
| 富山県 | 4 | 1,005 |
| 氷見市 | 1 | 205 |
| 魚津市 | 3 | 800 |
| 小計 | 4 | 1,005 |
| 富山市 | 0 | 0 |
| 小計 | 0 | 0 |
| 石川県 | 33 | 127,227 |
| かほく市 | 4 | 2,497 |
| 小松市 | 8 | 110,715 |
| 七尾市 | 1 | 150 |
| 輪島市 | 2 | 1,300 |
| 加賀市 | 8 | 8,090 |
| 白山市 | 1 | 53 |
| 志賀町 | 3 | 2,065 |
| 津幡町 | 1 | 55 |
| 宝達志水町 | 1 | 74 |
| 中能登町 | 1 | 40 |
| 小計 | 30 | 125,039 |
| 金沢市 | 3 | 2,188 |
| 小計 | 3 | 2,188 |
| 福井県 | 14 | 898,302 |
| あわら市 | 4 | 10,374 |
| 越前市 | 4 | 45,724 |
| 敦賀市 | 1 | 840,689 |
| 福井市 | 2 | 1,267 |
| 小浜市 | 1 | 83 |
| 越前町 | 2 | 165 |
| 小計 | 14 | 898,302 |
| 長野県 | 24 | 83,493 |
| 上田市 | 2 | 2,636 |
| 小諸市 | 3 | 120 |
| 東御市 | 1 | 78 |
| 伊那市 | 1 | 800 |
| 塩尻市 | 2 | 25,995 |
| 駒ヶ根市 | 3 | 4,071 |
| 松本市 | 1 | 540 |
| 須坂市 | 1 | 500 |
| 御代田町 | 1 | 4,358 |
| 池田町 | 1 | 2,100 |
| 富士見町 | 1 | 400 |
| 生坂村 | 1 | 1,650 |
| 筑北村 | 1 | 495 |
| 高山村 | 1 | 8,480 |
| 平谷村 | 1 | 300 |
| 小計 | 21 | 52,523 |
| 長野市 | 3 | 30,970 |
| 小計 | 3 | 30,970 |

| 場所(市区町村名) | 件数 | 量(トン) |
|------------|------------|------------------|
| 岐阜県 | 29 | 706,676 |
| 土岐市 | 4 | 11,671 |
| 瑞浪市 | 3 | 16,278 |
| 羽島市 | 1 | 2,600 |
| 各務原市 | 1 | 154 |
| 関市 | 2 | 11,717 |
| 郡上市 | 2 | 4,794 |
| 恵那市 | 1 | 1,840 |
| 高山市 | 1 | 226 |
| 山県市 | 1 | 19,000 |
| 瑞穂市 | 2 | 6,822 |
| 美濃加茂市 | 1 | 760 |
| 美濃市 | 1 | 2,068 |
| 御嵩町 | 2 | 70 |
| 川辺町 | 1 | 800 |
| 揖保川町 | 2 | 4,357 |
| 東白川村 | 1 | 450 |
| 小計 | 26 | 83,607 |
| 岐阜市 | 3 | 623,069 |
| 小計 | 3 | 623,069 |
| 愛知県 | 41 | 474,216 |
| 安城市 | 1 | 5,980 |
| 一宮市 | 5 | 62,295 |
| 犬山市 | 2 | 7,016 |
| 江南市 | 2 | 674 |
| 春日井市 | 2 | 7,876 |
| 新城市 | 1 | 1,354 |
| 瀬戸市 | 3 | 62,445 |
| 田原市 | 2 | 2,741 |
| 豊川市 | 4 | 78,490 |
| 弥富市 | 3 | 65,451 |
| 一色町 | 2 | 37,030 |
| 東郷町 | 1 | 15,500 |
| 小計 | 28 | 346,852 |
| 名古屋市 | 0 | 0 |
| 小計 | 0 | 0 |
| 豊田市 | 5 | 19,341 |
| 小計 | 5 | 19,341 |
| 豊橋市 | 6 | 107,600 |
| 小計 | 6 | 107,600 |
| 岡崎市 | 2 | 423 |
| 小計 | 2 | 423 |
| 三重県 | 36 | 1,864,514 |
| 伊賀市 | 4 | 30,248 |
| いなべ市 | 2 | 57,010 |
| 亀山市 | 2 | 1,727 |
| 桑名市 | 3 | 98,016 |
| 津市 | 5 | 19,991 |
| 四日市市 | 5 | 1,507,620 |
| 松阪市 | 3 | 42,530 |
| 名張市 | 1 | 6,960 |
| 鈴鹿市 | 5 | 16,033 |
| 尾鷲市 | 1 | 10 |
| 菟野市 | 1 | 7,600 |
| 南伊勢市 | 2 | 25 |
| 明和町 | 2 | 76,744 |
| 小計 | 36 | 1,864,514 |
| 合計 | 181 | 4,155,433 |



廃棄物処理制度専門委員会

平成20年9月から法の施行状況を点検し、総合的な対策を検討。平成22年1月に廃棄物・リサイクル部会に報告。中央環境審議会から意見具申。意見具申における見直しの方向性を受け、以下の課題が導き出された。

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

- ① 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚。産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要。
- ② 廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要。
- ③ 優良な廃棄物処理業者の育成が必要。

II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

- ① 再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分。
- ② 廃棄物の循環的利用の確保が必要。
- ③ 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 概要（1）

1. 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化

- ① 排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ② 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③ マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならないこととする。
- ④ 処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととする。
- ⑤ 処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならないこととする。
- ⑥ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。
- ⑦ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑧ 措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管を追加。
- ⑨ 従業員等が不法棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑を1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げ。

3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 概要（2）

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ① 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ② 廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。
- ③ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者又はその承継人にその維持管理を義務付ける。
- ④ ③に基づいて維持管理を行う者又は維持管理の代執行を行った都道府県知事又は市町村は、維持管理積立金を取り戻すことができることとする。
- ⑤ 維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は施設の設置許可を取り消すことができることとする。

3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- ① 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の有効期間は一律に5年。
- ② 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 概要（3）

4. 排出抑制の徹底

○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。

※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

①廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

②環境大臣の認定制度の監督規定の整備

- ・変更手続を政令から法律に引き上げ、変更手続違反を認定取消要件に追加。
- ・大臣の報告聴取・立入検査権限を創設。

6. 焼却時の熱利用の促進

○熱回収の機能を有する廃棄物処理施設を設置して廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】平成23年4月1日

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名:中部地方環境事務所

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------|------------|-----------------|---------------|-------|---------------|---|---------------|
| 中部地方環境事務所 | 設置する地方公共団体 | 不法投棄監視通報システムの設置 | 通年 (四半期ごと) | H18年度 | 不法投棄が多発している地区 | 管内の地方公共団体が一般廃棄物又は産業廃棄物の不法投棄を未然に防止する目的で実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する。 | 年間16か所程度に設置予定 |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-------------------------|---------------|-----------------|---------|------|------|---|----|
| 各県・政令市等、 (中部地方環境事務所) | 各県警、中部地方環境事務所 | 産業廃棄物収集運搬車両路上検査 | 通年 | | 管内各地 | 県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不法投棄など不適正事案を防止するため、産業廃棄物運搬車両を停止させ、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------|------|------------------|---------|-------|--------|---|----|
| 中部地方環境事務所 | 国の機関 | 三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動 | 5月、9月 | H21年度 | 名古屋市中区 | 中部地方不法投棄対策連絡会参加機関で三の丸周辺に所在する国の地方支分部局との合同により、クリーンアップ活動を実施。 | |
| 中部地方環境事務所 | 未定 | 3R推進中部地方大会 | 10月頃 | H17年度 | 未定 | 3Rの推進及び不法投棄防止のための普及啓発活動を実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 (構成員) | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------------|------------------------------|---------------------|---------|-------|-------------|--|----|
| 中部地方環境事務所 | 国の機関、県、政令市(中部管内の34機関・自治体) | 中部地方不法投棄対策連絡会 | 3月 | H19年度 | 中部地方環境事務所 | 国と地方公共団体の実施する不法投棄関連施策のさらなる連携について、情報交換・意見交換を行う。 | |
| 中部地方環境事務所 | 中部管内の県、政令市(7県8市) | 中部地区産業廃棄物適正処理担当定例会 | 未定 | H17年度 | 中部地方環境事務所 | 産業廃棄物適正処理・不法投棄防止に係る連携を図るとともに、地方自治体で産業廃棄物適正処理・不法投棄対策を担当する職員で指導的立場にある職員の能力向上を図る。 | |
| 中部地方環境事務所 | 中部管内の県、政令市(7県8市) | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー | 未定 | H17年度 | 管内2カ所程度(未定) | 産業廃棄物不法投棄防止対策に係る産業廃棄物行政担当者の現場対応能力等の向上を図る。 | |
| 中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所 | 岐阜県、愛知県、三重県、京都府、名古屋市、豊田市、岐阜市 | フェロシルトに関する関係府県市連絡会議 | 不定期 | H17年度 | 中部地方環境事務所 | 関係地方公共団体の連携のもと、フェロシルトが廃棄物処理法に従い適切に処分されるために必要な情報交換を行う。 | |
| 環境省・中部地方環境事務所 | 中部管内の県、政令市(7県8市) | 不法投棄ホットライン | 通年 | H16年度 | | 大量の産業廃棄物の不法投棄など緊急に対応を要する事案についての情報を国民から直接受ける窓口として、通報専用のメールボックス及びFAXを設置。 | |

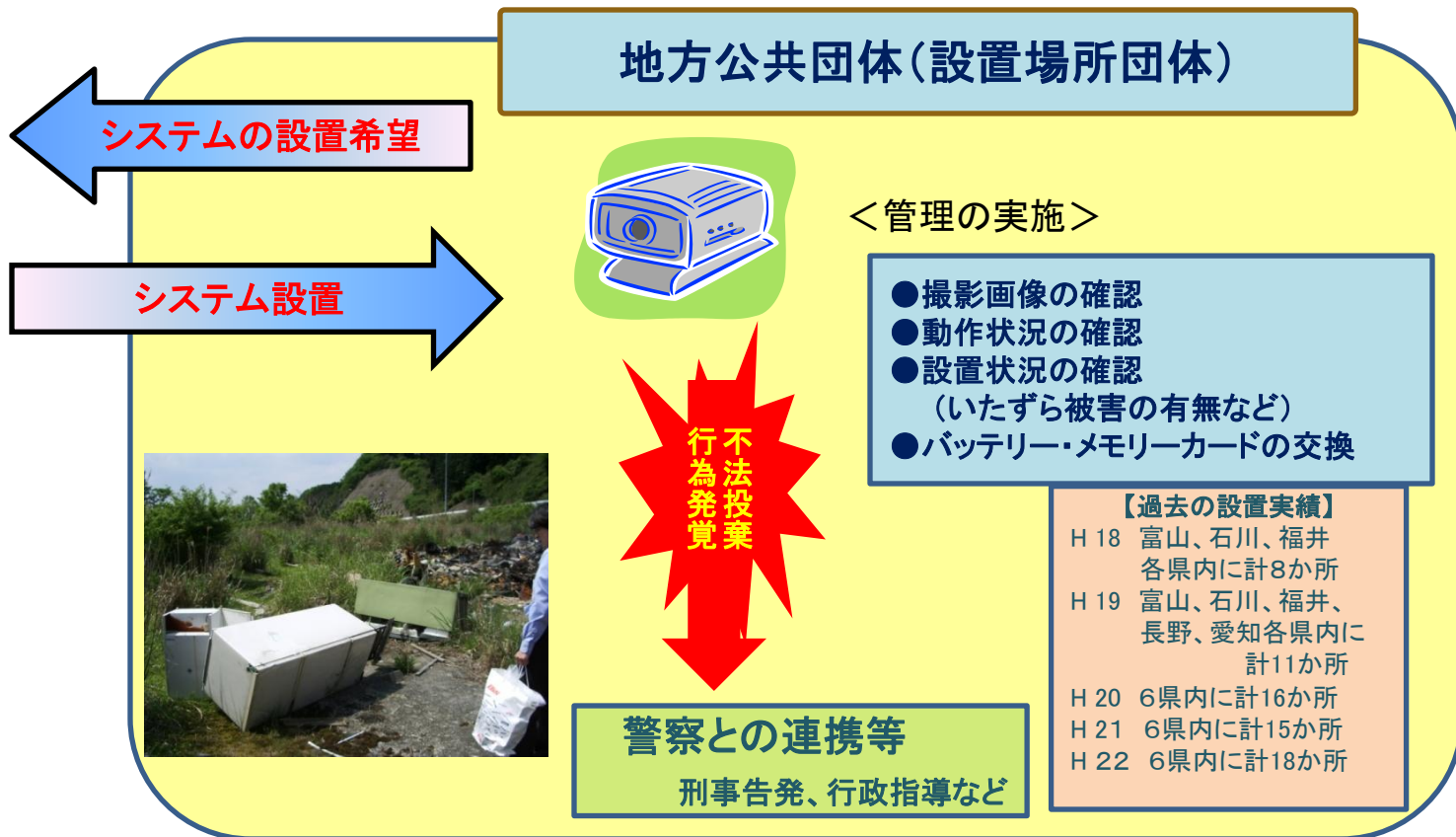
不法投棄監視通報システム(監視カメラ)設置事業

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

(概要) 不法投棄監視パトロール業務の一環として監視カメラを設置することにより、効率的に不法投棄を減少させることを目的とする。

中部地方環境事務所が地方公共団体と連携して設置し、設置後の管理等は地方公共団体が行う。撮影された画像を分析する等により行為者が特定された事例もある。

中部地方環境事務所(設置者)



中部地区産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク事業実績表

中部地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

| | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成16年度 |
|----------------------|--|---|---|--|---|--|--|
| 担当者連絡会議 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 自治体担当者間ネットワーク構築方策が発展 | | | | | | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 産廃特措法に基づく行政検証委員会指摘 |
| | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 自治体担当者間ネットワーク構築 | | | | | | 定期的会合開催による自治体担当者間ネットワークの構築 |
| 担当者連絡会議 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○講演 ①「行政処分の指針」について 弁護士 鈴木 道夫 ②「業許可にみる会計学」について 公認会計士 山田咲道氏 ③H22改正産業廃棄物処理法の概要について 京都府 岩城吉英氏 参加数～22名 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○講演 ①【廃棄物処理法の動向と「行政処分の指針」について】環境省 青山 清氏 ②【産廃行政における会計学の基礎】 公認会計士 山田咲道氏 ③【不法投棄等未然防止への課題と展望について】 京都府 岩城吉英氏 参加数～26名 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○講演 ①「行政処分の指針」弁護士 鈴木道夫氏 ②「資産調査と費用の求償」 公認会計士 山田咲道氏 ③「不法投棄等の未然防止対策について」 京都府 岩城吉英氏 参加数～27名 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○講演 ①「関係者の責任追及～専門家支援チームの活動」弁護士 峰谷英夫氏 ②「廃棄物行政について～京都府事例」 京都府 岩城吉英氏 ③「不法投棄等の未然防止対策について」 産廃財団 猿田忠義氏 参加数～29名 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○講演 ①「行政代執行費用の求償手法」 公認会計士 山田咲道氏 ②「行政代執行に至った不適正処理事業の経過」大阪府 定道夫氏 ③「行政処分の指針について」 産廃財団 猿田忠義氏 参加数～28名 | 産業廃棄物適正処理担当者連絡会議 ○テーマ ①「不法投棄対策」 ②「不法投棄等に係る意見交換及び地方環境事務所と自治体連携について」 参加数～25名 | 不法投棄対策検討委員会 ○テーマ ①不法投棄事例報告 ②自治体体制について ③自治体間連携 ④立ち入り検査 |
| 産業廃棄物不法投棄防止(地域別)セミナー | 産業廃棄物不法投棄防止(地域別)セミナー 自治体担当者の不法投棄対策への知見、現場対応能力UP方策が発展 | | | | | | 産廃特措法に基づく行政検証委員会指摘 |
| | 産業廃棄物不法投棄防止(地域別)セミナー 自治体担当者の不法投棄対策への知見、現場対応能力UP対応 | | | | | | 自治体担当者の不法投棄対策への知見、現場対応能力UP等対応 |
| 産業廃棄物不法投棄防止(地域別)セミナー | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 富山県セミナー ○講演 ①H22改正産業廃棄物処理法の概要、「行政処分の指針」と監視指導のあり方について 環境省 矢野 義春氏 ②「札幌市における行政代執行事例報告」について 札幌市 高田 誉之氏 愛知県セミナー ○講演 ①H22改正産業廃棄物処理法の概要、「行政処分の指針」と監視指導のあり方について 環境省 矢野 義春氏 ②「札幌市における行政代執行事例報告」について 札幌市 高田 誉之氏 参加数～76名 | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 長野県セミナー ○講演 ①【廃棄物処理法の動向と「行政処分の指針」について】環境省 青山 清氏 ②【奈良市における行政代執行事例報告について】 奈良市 仲西 範嘉氏 岐阜県セミナー ○講演 ①【廃棄物処理法の動向と「行政処分の指針」について】環境省 矢野 義春氏 ②【奈良市における行政代執行事例報告について】 奈良市 仲西 範嘉氏 参加数～84名 | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 三重県セミナー ○講演 ①「処理基準、施設基準等」 埼玉県 葛西聡氏 ②「群馬県の行政代執行事例報告について」 群馬県 小見洋氏 石川県セミナー ○講演 ①「処理基準、施設基準等」 埼玉県 葛西聡氏 ②「群馬県の行政代執行事例報告について」 群馬県 小見洋氏 参加数～175名 | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 愛知県セミナー ○講演 ①「行政代執行について～京都府事例」 京都府 岩城吉英氏 ②「不法投棄等の未然防止対策について」 産廃財団 猿田忠義氏 福井県セミナー ○講演 ①「行政代執行について～京都府事例」 京都府 岩城吉英氏 ②「不法投棄等の未然防止対策について」 産廃財団 猿田忠義氏 参加数～74名 | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 岐阜県セミナー ○講演 ①「不法投棄の現場対応について」 岩手県 田村輝彦氏 ②「不法投棄未然防止対策について」 産廃財団 猿田忠義氏 富山県セミナー ○講演 ①「不法投棄の現場対応について」 岩手県 田村輝彦氏 ②「不法投棄未然防止対策について」 産廃財団 猿田忠義氏 参加数～109名 | 産業廃棄物不法投棄防止セミナー 長野県セミナー ○講演 ・「リサイクルと偽装有価物について」 三重県セミナー ○講演 ・「大規模不法投棄事業の未然防止」 石川県セミナー ○講演 ・「建設廃棄物の不法投棄対策」 ・「石川県の不法投棄対策」 参加数～158名 | 不法投棄対策セミナー開催 ○テーマ ①不法投棄事例の現場対応 ②原状回復支援事業 ③硫酸ビッチ処理 ○講師 ・産廃財団 猿田忠義氏 静岡市セミナー 名古屋セミナー 福井市セミナー 参加数～145名 |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 富山県

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|--------|---------------------------|---------|------|------------|---|----|
| 富山県 | | 不法投棄監視パトロール | 通年 | 17年度 | 富山市を除く県内全域 | 専従の不法投棄監視指導員(2名)が、車両にて不法投棄、不適正処理を監視、指導する。 | |
| 富山県 | | スカイパトロール | 6月、10月 | 14年度 | 富山市を除く県内全域 | 県消防防災ヘリコプターにより、上空からの不法投棄、不適正処理現場を監視する。 | |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | | 富山・石川県境における廃棄物不法投棄監視パトロール | 10月 | 18年度 | 富山・石川県境 | 県境における廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、県境付近を構成メンバーが合同でパトロールするもの。 | |
| 富山県 | 県内全市町村 | 不法投棄重点監視パトロール | 通年 | 21年度 | 県内全域 | 各市町村が管轄区域内の不法投棄が多発する区域から「不法投棄重点監視パトロール区域」を選定し、県と市町村が協力してパトロール活動を行うもの。(43区域22年度) | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|------|-----------------------------|---------|-------|----------|--|----|
| 富山県 | | 産業廃棄物収集運搬車両路上検査 | 6月 | | 富山市を除く県内 | 県内の主要幹線道路を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 富山県、富山市 | | 産業廃棄物収集運搬車両路上検査 | 10月 | | 富山市 | 富山市内の主要幹線道路を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | | 富山・石川県境における産業廃棄物収集運搬車両の路上検査 | 10月 | H18年度 | 富山・石川県境 | 富山・石川県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------------|--------------|---------|-------|----------|--|----|
| 富山県 | | 広報啓発活動 | 6月、10月 | | 富山県内 | 環境月間、不法投棄防止月間に富山県の広報誌、新聞、電光掲示板等の広報媒体を利用し不法投棄防止を呼びかける。 | |
| 富山県 | とやま環境財団 | エコライフ・アクト大会 | 6月 | H19年度 | 富山市内(予定) | 一般参加者に啓発グッズを配布する。 | |
| 富山県 | 富山県産業廃棄物協会 | 産業廃棄物適正処理講習会 | 10月 | | 富山市内(予定) | 多量排出事業者、収集運搬業者を対象とした講習会を開催し、事業者に対し不法投棄防止カレンダー、パンフレットを配布する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|---|----------------------------------|-----------|-------|------------------|---|-------------------------|
| 富山県 | 中部地方環境事務所、警察本部、伏木海上保安部、産業廃棄物協会、とやま環境財団、県内各市町村 | 富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会 | 5月2月(年2回) | H6年度 | 富山市 | 廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | 事務局:富山県 |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | | 富山・石川県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議 | 6月2月(年2回) | H18年度 | 6月:富山県 2月:石川県 | 県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する体制強化に取り組むため、構成メンバーが情報交換等を行う。 | 事務局 6月:富山県 2月:石川県 |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 富山市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-------------|--------------------|---------|----------------|-------|--|----|
| 富山市 | | 不法投棄防止パトロール | 通年 | | 管轄区域内 | 職員による月4回程度の定期監視パトロール | |
| 富山市 | | 不法投棄防止パトロール民間委託事業 | 通年 | H21年度 (3年間) | 管轄区域内 | 職員が対応できない日、時間帯を中心にパトロールを民間企業に委託 (ふるさと雇用再生特別交付金事業) | |
| 富山市 | 富山県防災航空センター | 不法投棄監視スカイパトロール | 10月 | H16年度 | 管轄区域内 | 富山県消防防災ヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場の発見 | |
| 地元住民 | 富山市 | 産業廃棄物不法投棄対策支援モデル事業 | 通年 | H22年度 | 管轄区域内 | 不法投棄が頻発する地域において、地元住民が自主的に実施する不法投棄防止活動に対して、市として支援を行うもの。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-----------------|------------------|---------|-------|------|---|----|
| 富山市 | 富山県、富山県警、富山県税務課 | 産業廃棄物不適正処理防止路上調査 | 10月 | H17年度 | 富山市境 | 富山市境を通過する産業廃棄物運搬車両を無作為に選んで停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 (毎年不正軽油抜き取り調査と同時に実施。) | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------|------------|--------------|---------|------|-------------|---|----|
| 富山市 富山県 | 富山県産業廃棄物協会 | 産業廃棄物適正処理講習会 | 10月 | H8年度 | 富山市 (予定) | 富山県内の排出事業者を対象として法令改正や適正処理のための講習会を実施 (富山市、富山県の委託事業) | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 石川県 _____

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|----------|----------------|-----------------------|-------|---------|--|----|
| 石川県 | 県警、海上保安庁 | 不法投棄監視スカイパトロール | 7月、10月、11月 (年4回予定) | H13年度 | 管轄区域内 | 県消防防災ヘリ、県警ヘリ、海上保安庁ヘリにより、上空からパトロールを実施し、不適正処理現場等を視察する。 | |
| 石川県、福井県 | 石川県、福井県 | 石川・福井県境合同パトロール | 6月、10月 (年2回) | H17年度 | 石川・福井県境 | 県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。 | |
| 石川県、富山県 | 石川県、富山県 | 石川・富山県境合同パトロール | 10月 (年1回) | H18年度 | 石川・富山県境 | 県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-------------|-------------|--------------|-----------------|-------|---------|---|----|
| 石川県、富山県、金沢市 | 石川県、富山県、金沢市 | 県境合同産廃車両路上検査 | 10月 (年1回) | H13年度 | 石川・富山県境 | 県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 石川県、福井県 | 石川県、福井県 | 県境合同産廃車両路上検査 | 6月、10月 (年2回) | H13年度 | 石川・福井県境 | 県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------|----------------|---------|-------|------|---|----|
| 石川県 | 県警、各市町等 | 全国ごみ不法投棄監視ウィーク | 5月～6月 | H19年度 | 県内各所 | 全国ごみ不法投棄監視ウィークに合わせ、ラジオ放送、県境合同パトロール等を実施する。 | |
| 石川県 | 各市町 | 不法投棄防止強化月間 | 10月 | H18年度 | 県内各所 | 不法投棄防止看板の配布、ラジオ放送、県内一斉パトロール等を実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|------------------|------------------------------------|-----------------|-------|-------|---|----|
| 石川県、県警 | 海上保安庁、各市、各業界団体 | 石川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会 | 5月 (年1回) | H6年度 | 石川県庁 | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | |
| 石川県 | 県警、各市町 | 産業廃棄物不法処理防止地区情報交換会 | 未定 (年2回) | H7年度 | 県内2箇所 | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | |
| 石川県、福井県 | 石川県、福井県、各県警 | 県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のための連絡会議 | 6月、10月 (年2回) | H17年度 | 幹事県 | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | |
| 石川県、富山県 | 金沢市、富山市、小矢部市、各県警 | 県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議 | 6月、2月 (年2回) | H18年度 | 幹事県 | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 金沢市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------|-------|---------|--|----|
| 金沢市 | | 不法投棄監視パトロール | 5~12月 | H20年度 | 管轄区域内 | 臨時職員10名を雇用し、市内山間部、海岸部を5区域に分け、毎日パトロールを行う。不法投棄未然防止啓発、早期発見及び早期撤去を目的とする。 | |
| 金沢市 | | 全国ごみ不法投棄監視ウィーク「不法投棄監視・街宣パトロール」 | 6月上旬 | | 管轄区域内 | 全国ごみ不法投棄監視ウィーク期間中、7台の巡視車による街宣パトロール | |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | 富山・石川県境における廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議 | 不法投棄監視パトロール | 10月 | H19年度 | 富山・石川県境 | 幹線道路(国道6路線)周辺の県境区域を対象に合同でパトロールを行う。 | |
| 金沢市 | 警察、町会連合会、郵便事業者、民間運送会社、など | 金沢市不法投棄防止ネットワーク会議合同パトロール | 11月初旬 | H15年度 | 管轄区域内 | 会議構成員により不法投棄多発地域を合同でパトロールを行う。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|---------------------------------|---------------|---------|-------|---------|--|----|
| 福井県、石川県、金沢市 | | 産業廃棄物運搬車輛路上検査 | 6月中旬 | | 石川・福井県境 | 石川・福井県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | 富山・石川県境における廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議 | 産業廃棄物運搬車輛路上検査 | 10月 | H19年度 | 富山・石川県境 | 石川・富山県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------------|------------------------|---------|------|------------|---|----|
| 金沢市 | | 全国ごみ不法投棄監視ウィーク街頭キャンペーン | 6月上旬 | | 金沢市中心部 | のぼり旗の設置、啓発グッズの配布、PRアナウンスなど街頭キャンペーンを実施する。新聞広報。 | |
| 金沢市 | 市内・市近隣の各大学 | ごみ出しマナー説明会 | 4月~6月 | | 市内・市近隣の各大学 | 大学新入生に対し、ごみ出しのマナーやルールを説明するとともに、不法投棄防止を啓発する。 | |
| 金沢市 | | 金沢市不法投棄防止強化月間 | 11月 | | 管轄区域内 | 金沢市不法投棄防止強化月間中、7台の巡視車による街宣PRを行う。新聞広報。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|--------------------------|---------------------------------|------------|-------|-------------|--|----|
| 金沢市 | | 不法投棄防止カメラ監視事業 | 4月~12月、 | H21年度 | 市内不法投棄多発区域 | 不法投棄の未然防止を図るため、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置する。 | |
| 金沢市 | 不法投棄防止対策員研修会 | 不法投棄防止 | 6月 | | 金沢市内 | 不法投棄現場を視察し、傾向や対策等について検討・研修する。 | |
| 富山県、石川県、金沢市、小矢部市 | | 富山・石川県境における廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議 | 6月、2月(年2回) | H19年度 | 6月富山県、2月石川県 | 富山・石川県境の不法投棄防止対策共同事業の実施や情報交換等を行う。 | |
| 金沢市 | 警察、町会連合会、郵便事業者、民間運送会社、など | 金沢市不法投棄防止ネットワーク会議 | 11月上旬 | H15年度 | 金沢市 | 「廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託契約」により不法投棄に関する情報交換・研修会等を行う。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 福井県

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|---|---------------------|-------|---------|--|----|
| 福井県 | 福井県警 | 不法投棄監視スカイパトロール | 6月上旬 11月上旬 | | 管内区域内 | 福井県警のヘリコプターにより、管内を上空からパトロールおよび不適正処理現場を視察する | |
| 福井県 | 石川県 | 福井・石川県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のため合同パトロール | 6月上旬 10月頃 年2回 | H17年度 | 福井・石川県境 | 県境における廃棄物の不法投棄行為に対する体制強化の一環として国道157号線・国道364号線のパトロールを実施。 | |
| 福井県 | | 廃棄物不法投棄等監視業務(民間委託監視パトロール) | 4月～ | H21年度 | 福井県内 | ふるさと雇用基金事業として、福井県内不法投棄等監視用務を民間の警備会社に委託し、不法投棄等を発見した場合には、関係機関に通報させることで、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見を目的として、夜間・休日24時間パトロールを実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|--------------------------|---------|---------|---------------------|--|----|
| 福井県 | 滋賀県 | 福井県・滋賀県共同による産業廃棄物車両の路上検査 | 6月上旬 | H12年度から | 福井・滋賀県境 | 福井県・滋賀県境を通過する産業廃棄物車両を停止させ、排出事業者、処分業者、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 福井県 | | 路上検査 | 10月頃 | | あわら市熊坂 (福井・石川県境) | 石川県側から福井県側に進入してくる産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者、処分業者、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |
| 福井県 | 岐阜県 | 福井県・岐阜県共同による産業廃棄物車両の路上検査 | 10月頃 | H12年度から | 福井・岐阜県境 | 岐阜県側から福井県側に進入してくる産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者、処分業者、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------------|-----------|---------------------------------|--------------|---------|-----------------------------|--|----|
| 福井県、石川県 | | 県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視強化のため連絡会議 | 6月上旬 10月頃 | H12年度から | 6月上旬頃 福井県 10月頃 石川県 | 県境における廃棄物の不法投棄に対する監視強化するために、両県の構成員が情報交換や連携事業の確認を行う | |
| 福井県、滋賀県、岐阜県、三重県 | | 福井県・岐阜県・三重県・滋賀県廃棄物担当監視連絡調整会議 | 6月中旬頃 | H12年度から | 幹事県 | 不適正処理対策に関する課題やその対応等について意見交換や情報交換を行う。(まんなか)共和国の共同連携事業 | |
| 福井県・石川県・富山県・金沢市・富山市 | 中部地方環境事務所 | 北陸・政令市産業廃棄物処理行政担当者会議 | H24年2月頃 | | 幹事県市 | 平成23年度全国主要都道府県産業廃棄物担当者会議の報告。構成メンバーが廃棄物処理や不適正処理対策に関する意見交換を行う。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 長野県

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|----------------------|-------------------|---------|-------|-------|---|----|
| 長野県、長野市 | 長野県警 | スカイパトロール | 5月・10月 | | 管轄区域内 | 長野県、長野県警のヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場等を視察する。 | |
| 長野県 | NEXCO東日本 NEXCO中日本 | 不法投棄防止夜間監視事業 | 6月から12月 | H13年度 | 管轄区域内 | 職員によりインターチェンジ等を拠点として活用した夜間巡回監視を実施する | |
| 長野県 | | 不法投棄監視連絡員によるパトロール | 通年 | H12年度 | 管轄区域内 | 県が委嘱する不法投棄監視連絡員(100名)によりパトロールを実施する | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|-------------------------------|---------------|---------|------|-------|--|----|
| 長野県、長野市 | 長野県警 NEXCO東日本 中部地方環境事務所 | 産業廃棄物運搬車両点検指導 | 6月・10月 | | 管轄区域内 | 県内の主要道路を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|-------------|-------------|------|----|---|----|
| 長野県 | | 広報媒体による普及啓発 | 4～7月 11月 | | | ラジオスポット放送により不要テレビなど廃棄物の不法投棄防止について啓発する 広報ながのけんへ不法投棄ホットラインの番号を掲載 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|--------------|-------------------|---------------------------|--------------|------|-------|---|----|
| 長野県、市町村、長野県警 | 産廃協会、環境美化団体等 | 不法投棄防止対策協議会(県内10広域圏ごとに設置) | 各地域の協議会ごとに随時 | H4年度 | 管轄区域内 | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換、不法投棄防止パトロール等を行う。 | |
| 長野県 | 市町村、長野県警、県電機商業組合等 | テレビ等の不法投棄防止強化キャンペーン(仮称) | 6月24日～7月31日 | | 管轄区域内 | 地上デジタル放送移行に伴う不要アナログテレビ等の不法投棄防止を図るため、監視、啓発を行う。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 長野市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|------|----------------------|-----------------|-------|-------|---|--------------|
| 長野市 | | 不法投棄パトロール | 通年 | H9年度 | 長野市内 | 職員による週2回のパトロール、業者委託による週5回のパトロール及び回収を実施している。 | 業者委託はH14年度から |
| 長野県、長野市 | 長野県警 | 不法投棄・不適正処理防止スカイパトロール | 6月、10月 (年2回) | H18年度 | 管轄区域内 | 長野県の企画で県警防災ヘリによるパトロールを行うもの。県と長野市職員が同乗し、それぞれ管轄区域を監視する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|---------------|-----------------|--------------|------|--------------------|--|----|
| 長野県、長野市 | 長野県警、東日本高速道路㈱ | 産業廃棄物収集運搬車輛指導点検 | 10月 (年1回) | | 長野市あるいは周辺市のIC・幹線道路 | 上信越自動車道IC付近あるいは国道19号線を通行する廃棄物運搬車両を対象に、積載物、携行書類等を確認、指導を実施 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|--------------------|---------|--------|----------|--|-------------|
| 長野市 | | 有線テレビ、広報誌を活用した啓発活動 | | | 有線テレビ、紙面 | 「広報ながの」、「ながのゴミ通信」及び有線テレビによる不法投棄防止啓発を実施 | 各世帯及び回覧板で周知 |
| 長野市 | | 広報車3台による街頭広報 | 通年 | H22.2～ | 長野市内 | 広報車3台により長野市全域に及ぶ広報を実施 | |
| 長野市 | | 不法投棄防止看板の設置 | | | 長野市内 | 不法投棄防止看板を主要場所に設置(H21中「大150枚」、「小60枚」) | |
| 長野市 | | 不法投棄・ポイ捨て禁止看板の幹旋 | | | 長野市内 | 申し出のあった地区に看板を配布 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------------|----------|-------------------------------|-----------------|--------|-------------|--|------------|
| 東京都他周辺11県、廃掃法政令市17市 | 八都県市首脳会議 | 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム29) | 6月、10月 (年2回) | | 東京都(全体会議場所) | 東京都他周辺県市全29自治体で構成。会議やメールリングリストを通じて、立入検査、不法投棄防止、行政処分等の情報交換を行い、路上検査も一斉に実施している。 | |
| 長野市 | | 不法投棄監視カメラ | 通年 | H21年7月 | 長野市内 | 市内山間地の不法投棄が目立つ場所を中心に設置し、不法投棄が確認された場合は警察と連携して対処する。 | カメラ5台(リース) |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 岐阜県 _____

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------|------------------------|---------|--------|------|--|----|
| 岐阜県 | 関係行政機関等 | 廃棄物不適正処理防止パトロール | 通年 | H9年度以前 | 県内全域 | 廃棄物不適正処理対策を目的として各地域に設置されている組織(関係行政機関等で構成)によるパトロール(県内8現地機関ごとに実施) | |
| 岐阜県 | | 夜間・休日産業廃棄物不適正処理監視パトロール | 通年 | H12年度 | 県内全域 | 民間委託業者により、夜間、休日を主体としたパトロールを実施。 | |
| 岐阜県 | 関係行政機関等 | スカイ&ランドパトロール | 通年 | H9年度 | 県内全域 | 空陸(ヘリコプターとパトロール車)一体で実施するパトロール。過去の不適正処理指導事案場所のみならず、重点調査区域等を設けるなど、効果的なパトロールを実施 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|---------|-----------------------|---------|--------------------|----------|--|----|
| 岐阜県、三重県、滋賀県、福井県 | 警察署、地元市 | 産業廃棄物運搬車両路上検査(隣県合同) | 時期未定 | H10年度(福井県とはH12年度か) | 隣県との県境付近 | 産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することを目的とした、産業廃棄物運搬車両の路上検査の実施(積荷、車両表示、許可証の写し・manifest携行の確認及び適正処理啓発グッズの配布等) | |
| 岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 | 警察署 | 産業廃棄物運搬車両路上検査(3県1市合同) | 時期未定 | H13年度 | 幹事県内 | 同上 (H20年度から中部地方環境事務所も参加) | |
| 岐阜県 | 警察署、地元市 | 産業廃棄物運搬車両路上検査(県単独) | 時期未定 | H15年度 | 県内 | 同上 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|--------------------------|------------|------|-----------|--|----|
| 岐阜県 | 地元市 | 美しいふるさと運動「空き缶」クリーンキャンペーン | 未定(例年6月上旬) | | 各現地機関庁舎周辺 | 周辺道路の清掃活動、該当宣伝による広報活動、横断幕の掲示、ごみ持ち帰り袋の配布等 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------|----------------|------------|-------|----------|--|----|
| 岐阜県 | 関係行政機関等 | 廃棄物不適正処理対策連絡会議 | 随時 | H9年度 | 各現地機関庁舎等 | 不適正処理事案について、関係行政機関等が相互に連携し、厳正な措置を行うための会議の開催等(県内8現地機関ごとに実施) | |
| 岐阜県 | 市町村 | 併任職員研修会 | 未定(例年4月下旬) | H14年度 | 各現地機関庁舎等 | 産廃不適正事案に対して地元に着した素早い対応が行えるよう、市町村職員を県職員に併任しているが、当該併任職員に対し研修を実施する。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 岐阜市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|---------|--------------|---------|-------|---------|--|----|
| 岐阜市 | 民間警備会社 | 不法投棄監視パトロール | 5月～3月 | H19年度 | 市内 | 緊急雇用事業を活用し、毎日(昼間・夜間)、民間警備会社による不法投棄監視パトロールを実施する。 | |
| 岐阜市 | 職員 | 不法投棄監視等パトロール | 通年 | H19年度 | 市内 | 毎月第2土曜日、青色回転灯装備車で防犯パトロールを兼ね、不法投棄多発箇所の夜間パトロールを実施する。 | |
| 岐阜県・岐阜市 | 関係行政機関等 | スカイ&ランドパトロール | 未定 | H19年度 | 岐阜圏域・市内 | 岐阜県と合同で、県防災ヘリコプターによる空からのパトロール及び公用車で市内の不適正事案箇所等のパトロールを実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------|------|-------------------------------|---------|-------|----|---|----|
| 岐阜県・岐阜市 | 警察署 | 岐阜県・岐阜市共同による産業廃棄物運搬車両に対する路上検査 | 未定 | H20年度 | 市内 | 岐阜県と岐阜市が共同して産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を実施し、積載物や携行書類等について検査・指導を行う。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-------------------|-----------------|--------------|---------|-------|---------|--|----|
| 岐阜市 | 小中学校、不法投棄監視モニター | 不法投棄防止ポスター | 9月 | H5年度 | 市内 | 市内小中学生から募集した原稿を基に不法投棄防止ポスターを作成し、公共施設や不法投棄監視モニターを通じて各地域の施設等に掲示する。 | |
| 岐阜市まるごと環境フェア実行委員会 | 岐阜市、環境保全団体、企業等 | 岐阜市まるごと環境フェア | 秋期 | H14年度 | JR岐阜駅周辺 | 市民・環境保全団体・企業・行政等により市民総参加を促すイベントを実施し、環境意識の高揚を図ると共に具体的な行動を始める場とする。 | |
| 岐阜市 | 岐阜市 | 不法投棄防止チラシ | 3月 | H18年度 | 全世帯 | 不法投棄防止チラシを作成し、「ごみ出しのルール」と併せて市内全世帯に配布する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-------|--------------------|------------|-------|-----|--|----|
| 岐阜市 | 市内警察署 | 廃棄物不適正処理防止に関する調整会議 | 春期及び秋期(2回) | H14年度 | 市役所 | 市内4警察署及び市の不法投棄担当者で会議を行い、情報交換及び事案に対する問題の共有化を図る。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：愛知県

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|--|--------------------------|----------------------------|-------|-------|---|------|
| 愛知県 | 民間へ委託 | 不法投棄等監視業務(民間パト) | 通年 | H13年度 | 管轄区域内 | 民間の警備会社に、平日の夜間及び休日の昼間の監視業務を委託し、不法投棄等の不適正処理を行っている者に対する監視の強化を図っている。 | |
| 愛知県 | 民間へ委託 | 不法投棄等特別監視業務(民間パト) | 通年 | H21年度 | 管轄区域内 | 民間の警備会社に、休日の夜間の監視業務を委託し、不法投棄等の不適正処理を行っている者に対する監視の強化を図っている。 | 緊急雇用 |
| 愛知県 | — | 特別機動班強化事業 | 通年 | H18年度 | 管轄区域内 | 警察官OBを県事務所に配置し、指導・監視の強化を図っている。 | |
| 愛知県 | 愛知県内各市町村(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く。) 社団法人愛知県産業廃棄物協会 社団法人愛知県建設業協会 | 排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入指導 | 6月1日～6月30日 11月1日～11月30日 | - | 管轄区域内 | 産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物の適正処理に係る指導期間を定め、排出事業者及び産業廃棄物業者への一斉立入検査を行う。 また、愛知県産業廃棄物協会等にパトロールの実施等の協力を依頼する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|--------------------------|-------------|-------------------|----------|-------|----------|--|----|
| 愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、中部環境事務所 | 警察署(実施場所所管) | 3県1市産業廃棄物運搬車両路上検査 | (年度内に1回) | H12年度 | 23年度担当県内 | 県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不法投棄など不適正事案を防止するため、県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、マニフェスト、積載物等を確認する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-------------------|------|------|---------|------|----|------|----|
| 現在までのところ、予定していない。 | | | | | | | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------|------|--------------------|----------------|-------|------------|---|------------------|
| 愛知県(各事務所) | — | 地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会 | 6月及び12月(年2回予定) | H14年度 | 県事務所(7事務所) | 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。 | 協議会名は地域ごとの名称となる。 |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 名古屋市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|------------|---------|------|------|--|----|
| 名古屋市 | | 不法投棄防止強調月間 | 5月、11月 | | 市内全域 | 時間外パトロールの毎週実施、市境界・不法投棄注意場所の重点パトロール、不法投棄再発防止対策、チラシの配布による啓発活動などの不法投棄防止対策を重点的に実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------|-----------|---------------|---------|-------|-----|--|----|
| 愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市 | 中部地方環境事務所 | 産業廃棄物運搬車両路上検査 | 6月 | H10年度 | 愛知県 | 管轄警察署と連携し、産業廃棄物収集運搬車両を対象に、車両表示及び書面の備え付け状況等について路上調査を実施する。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------|------|----------------|---------|------|------|--|----|
| (社)愛知県産業廃棄物協会 | 名古屋市 | 産業廃棄物不法投棄パトロール | 6月 | | 市内全域 | (社)愛知県産業廃棄物協会が行政と協力し、マイクロバスにより市内を巡回し不法投棄防止に関する広報活動を実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|----------------|-------------------|---------|-------|----------|---|----|
| 名古屋市 | 名古屋市に隣接する19市町村 | 名古屋市隣接市町村不法投棄連絡会議 | 5月、11月 | H12年度 | 名古屋市及び市境 | 廃棄物の不法投棄問題について意見や情報の交換を行い、不法投棄防止対策の推進を図るもの。 | |

(様式1)

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 豊田市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|----------------------------------|---------------------|-----------|------|-------|---|----|
| 豊田市 | 愛知県警 | 不法投棄監視スカイパトロール | 6月 11月 | 18年度 | 管轄区域内 | 愛知県警のヘリコプターにより、上空から不適正処理現場等を視察する。 | |
| 豊田市 | | 委託による夜間休日の監視パトロール | 4月～3月 | 20年度 | 管轄区域内 | 要監視事業所、指導業者等への夜間・休日監視パトロールを民間警備会社への委託により実施し、不適正処理の早期発見・指導を行う。 | |
| 豊田市 | 市OA推進委員会 「市、資産税課、 都市計画課ほか」 | 航空写真を解析した不法投棄等の監視事業 | 4月～3月 | 20年度 | 管轄区域内 | 航空写真を解析することにより、廃棄物の不法投棄を早期に発見及び対処し、また、廃棄物の処分場における過剰保管等の不適正な処理を監視することにより、廃棄物の適正な処理を促進する。 | |
| 豊田市 | | 監視カメラによる不法投棄の監視事業 | 4月～3月 | 19年度 | 管轄区域内 | 監視カメラの設置、データの取得、解析により不法投棄の発見と適切な指導を行う。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-----------------------------|---------------------|---------|------|-------|---|----|
| 豊田市 | 県警「豊田、足助」 愛知県、豊田市 保健所 | 車両の検問による廃棄物処理法取締り事業 | 11月 | 18年度 | 管轄区域内 | 警察の危険物取締りに併せて合同で車両検問を行い、廃棄物不法投棄等の法違反を取り締まる。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-------------------|----------------------|---------|------|-------|---|----|
| 豊田市 | 郵便事業(株)始め 9事業者 | 廃棄物等の不法投棄等通報に関する覚書事業 | 4月～3月 | 13年度 | 管轄区域内 | 市内の事業所と覚書を締結し、各事業所職員の業務等における巡回時に、不法投棄等を発見したら直ちに市関係部署に通報してもらい、市は通報を受けたら、迅速な対応、処理をする。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 豊橋市 _____

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------------|------------------------|---------|-------|------|--|----|
| 豊橋市 | (社)愛知県産業廃棄物協会 | 不法投棄監視強化パトロール | 未定 | | 市内全域 | 本市職員と(社)愛知県産業廃棄物協会と協力し、市内の不法投棄多発地域の監視パトロールを行う。 | |
| 豊橋市 | 愛知県警 | 不法投棄監視スカイパトロール | 1月下旬 | H16年度 | 市内全域 | 愛知県警のヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場を監視する。 | |
| 豊橋市 | | 委託による夜間休日の監視パトロール | 4月～3月 | H13年度 | 市内全域 | 受託業者が要監視事業所及び指導業者へ、夜間休日での監視パトロールと写真貼付報告をする。 | |
| 豊橋市 | | 監視カメラによる不法投棄の監視事業 | 4月～3月 | H18年度 | 市内全域 | 監視カメラの設置、データの取得、解析により不法投棄の発見と適切な指導をする。 | |
| 豊橋市 | タクシー協会、郵便局 | 産廃の不法投棄等通報に関する覚書事業 | 4月～3月 | | 市内全域 | 各事業所職員の業務等巡回時に、不法投棄等を発見した場合に市に通報する「覚書」 | |
| 豊橋市 | | 夜間・休日における事業所立入・監視パトロール | 4月～3月 | | 市内全域 | 職員による夜間・休日の立入や監視パトロールを適宜実施する | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------------|---------------|---------|------|------|--|----|
| 豊橋市 | (社)愛知県産業廃棄物協会 | 不法投棄監視強化パトロール | 未定 | | 市内全域 | 本市職員と(社)愛知県産業廃棄物協会と協力し、市内の不法投棄多発地域の監視パトロールを行う。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 岡崎市

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------------|----------------|------------|-------|-------|---|------------------------------|
| 岡崎市 | 愛知県警、岡崎警察署 | 不法投棄監視スカイパトロール | 未定 | H17年度 | 管轄区域内 | 愛知県警のヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場等を確認する。 | |
| 岡崎市 | なし | 不法投棄等監視パトロール | 11月下旬～3月下旬 | H17年度 | 管轄区域内 | 航空写真解析システムを利用したパトロールにより、不適正処理現場等の監視を行う。 | 航空写真は本市の他部署が撮影したものを二次利用している。 |
| 岡崎市 | なし | 不法投棄等休日パトロール | 通年 | H20年度 | 管轄区域内 | 毎月1回休日に巡回パトロールを実施する。 | |
| 岡崎市 | なし | 不法投棄防止監視パトロール | 通年 | H23年度 | 管轄区域内 | 不法投棄が行われる可能性が比較的高い、開発地、農地造成現場、建物解体現場について、窓口担当課から情報を貰い、適宜立入検査を実施する(一定規模以上の工事を対象に行う予定)。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-------|-----------------|------------------|-------|-------|---|----|
| 岡崎市 | 岡崎警察署 | 産業廃棄物収集運搬車両路上検査 | 未定(H22年度は10月に実施) | H21年度 | 管轄区域内 | 産業廃棄物の収集運搬に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しているか確認するために収集運搬車両の路上検査を実施する | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|----------------|---------|-------|----------|--|----|
| 岡崎市 | なし | 不法投棄等防止強化月間 | 6月 | H23年度 | 市広報誌等に掲載 | 環境月間や不法投棄監視ウィークに合わせて、市広報誌などで不法投棄等防止等を呼びかける。 | |
| 岡崎市 | なし | 排出事業者への適正処理等指導 | 未定 | H23年度 | 未定 | 排出事業者における廃棄物適正処理の意識を高めるため、各種団体等の集まりに参加し、廃棄物の適正処理について啓発を行う。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|--|----------------------|--------------------------------|---------|---------------------|------|--|-------------|
| 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市、四日市市 | 中部地方環境事務所、四日市市 | 四県七市産業廃棄物処理行政担当者会議 | 未定(年1回) | H15年度 | 幹事県市 | 事前に各自治体が廃棄物関係業務に関する議題及び他自治体の議題に対する回答を提出し、本会議にて各自治体の担当者が意見交換等を行う。 | H23年度幹事：岐阜県 |
| 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、愛知県、金沢市、岐阜市、豊橋市、名古屋市、浜松市、静岡市、富山市、豊田市、岡崎市 | 中部地方環境事務所、日本環境衛生センター | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物部会東海・北陸ブロック会 | 未定(年1回) | H11年度 | 幹事県市 | 廃棄物関係行政の発展向上を目的とし、東海・北陸地方の自治体が廃棄物関係業務に係る連絡調整並びに課題の検討及び情勢の交流を図る。 | H22年度幹事：静岡県 |
| 愛知県 | 名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市 | 県・政令市連絡会議 | 未定 | H15年度(本市が中核市に移行後参加) | 愛知県庁 | 廃棄物関係行政の発展向上を目的とし、県内の自治体が廃棄物関係業務に係る連絡調整並びに課題の検討及び情勢の交流を図る | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 三重県

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------------------------|------------------|----------------|--------|------|------------------------------------|------------|
| 三重県 | 県防災危機管理部、県警 | スカイパトロール | 未定(年4回程度) | 平成5年 | 県内 | 三重県防災ヘリ・県警ヘリを活用しての監視 | 協力主体とは今後調整 |
| 三重県 | 県警、産業廃棄物協会、協定締結事業者等の予定 | 不法投棄監視ウィーク 行事出発式 | 年2回(5月末、10月予定) | 平成20年度 | 三重県庁 | 関係機関合同での監視ウィーク行事の出発式 | 協力主体とは今後調整 |
| 三重県 | 市町等 | 不法投棄監視カメラ | 1年を通じて実施 | 平成19年度 | 県内 | 不法投棄監視カメラを活用し、不法投棄の未然防止及び不法投棄監視を行う | 協力主体とは今後調整 |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|------|-----------|------|----------|--|------------|
| 三重県 | 近隣県市 | 路上検査 | 未定(年4回程度) | 不明 | 県内・県外主要道 | 県境を往来する産業廃棄物運搬車両のマニフェスト、収集運搬許可証の写し等必要な書類を検査。 | 協力主体とは今後調整 |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|-----------|----------------|-----------|--------|-------|-------------------------|------------|
| 三重県 | 市、産業廃棄物協会 | 不法投棄撲滅街頭キャンペーン | 監視ウィーク期間中 | 平成20年度 | 県内主要駅 | 主要駅にて、不法投棄防止等のチラシ配布を行う。 | 協力主体とは今後調整 |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------------------|-------------------|---------|------------|--------|---|------------|
| 三重県 | 市町、情報提供協定締結事業所 | 三重県市町不法投棄等防止対策講習会 | 未定(年1回) | 平成20年度 | 津市内を予定 | 市町の産業廃棄物立入検査員及び情報提供協定締結事業所への不法投棄防止講習を実施する。 | 協力主体とは今後調整 |
| 三重県 | 県内自主活動団体(監視/パトロール等) | 未定 | 未定(年1回) | 平成23年度(予定) | 未定 | 県内で不法投棄防止パトロール等、自主的に活動する団体等への不法投棄防止講習を実施する。 | 協力主体とは今後調整 |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 第九管区海上保安本部

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|------|---------|---------|-------|-----------|-------------------------------------|----|
| 第九管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | | 管内巡視、警戒 | 周年 | H23年度 | 第九管区内担任区域 | 航空機、巡視船艇及び陸上から管内の沿岸及び海上のパトロールを実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|------|---------|------|----|------|----|
| | | | | | | | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|-------------|----------------|---------|-------|---------------|--|----|
| 第九管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全推進月間 | 6月 | H23年度 | 第九管区内各保安部署所在地 | 部署、公共施設、レジャー施設及びショッピングセンター等での啓発ポスターの掲示、巡視船・施設一般公開や地域のイベント等でのパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |
| 第九管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全思想普及啓発活動 | 周年 | H23年度 | 第九管区内各保安部署所在地 | 巡視船・施設一般公開や地域のイベント等においてパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-----------|---------|-------|---------------|--|----|
| 各漁業協同組合、各海事関係団体 | 第九管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 海洋環境保全講習会 | 周年(適宜) | H23年度 | 第九管区内各保安部署所在地 | 漁業・海事関係者、小型船舶所有者等を対象とした海上安全講習会等に併せて海洋環境保全講習会を実施する。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 第八管区海上保安本部

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|------|---------|---------|-------|-----------|-------------------------------------|----|
| 第八管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | | 管内巡視、警戒 | 周年 | H23年度 | 第八管区内担任区域 | 航空機、巡視船艇及び陸上から管内の沿岸及び海上のパトロールを実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|------|---------|------|----|------|----|
| | | | | | | | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|-------------|----------------|---------|-------|---------------|--|----|
| 第八管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全推進月間 | 6月 | H23年度 | 第八管区内各保安部署所在地 | 部署、公共施設、レジャー施設及びショッピングセンター等での啓発ポスターの掲示、巡視船・施設一般公開や地域のイベント等でのパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |
| 第八管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全思想普及啓発活動 | 周年 | H23年度 | 第八管区内各保安部署所在地 | 巡視船・施設一般公開や地域のイベント等においてパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-----------|---------|-------|---------------|--|----|
| 各漁業協同組合、各海事関係団体 | 第八管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 海洋環境保全講習会 | 周年(適宜) | H23年度 | 第八管区内各保安部署所在地 | 漁業・海事関係者、小型船舶所有者等を対象とした海上安全講習会等に併せて海洋環境保全講習会を実施する。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：第四管区海上保安本部

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|------|---------|---------|-------|-----------|-------------------------------------|----|
| 第四管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | | 管内巡視、警戒 | 周年 | H23年度 | 第四管区内担任区域 | 航空機、巡視船艇及び陸上から管内の沿岸及び海上のパトロールを実施する。 | |

2. 路上検査

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|------|------|---------|------|----|------|----|
| | | | | | | | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------------------|-------------|----------------|---------|-------|---------------|--|----|
| 第四管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全推進月間 | 6月 | H23年度 | 第四管区内各保安部署所在地 | 部署、公共施設、レジャー施設及びショッピングセンター等での啓発ポスターの掲示、大型スクリーン放映、巡視船・施設一般公開や地域のイベント等でのパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |
| 第四管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 管内海上保安協会各支部 | 海洋環境保全思想普及啓発活動 | 周年 | H23年度 | 第四管区内各保安部署所在地 | 巡視船・施設一般公開や地域のイベント等においてパンフレット及び啓発グッズの配布、環境パネル等展示、幼稚園児、小・中学生を対象とした海洋環境保全教室などの啓発活動を管区本部並びに管内各部署で実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-----------|---------|-------|---------------|--|----|
| 各漁業協同組合、各海事関係団体 | 第四管区海上保安本部、管内各海上保安部署 | 海洋環境保全講習会 | 周年(適宜) | H23年度 | 第四管区内各保安部署所在地 | 漁業・海事関係者、小型船舶所有者等を対象とした海上安全講習会等に併せて海洋環境保全講習会を実施する。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 国土交通省

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------------------|-----------|--------------------------------------|---------|------|---------------|---|----|
| 国土交通省 全ての河川、ダム、海岸関係事務所 | 自治体、市民団体等 | 河川、海岸巡視 | 通年 | | 直轄管理区域内等 | 河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。特に河川、海岸愛護月間(7月)中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施。 | |
| 国土交通省 全ての河川、ダム関係事務所 | | 河川管理施設の維持管理と不法投棄防止のための施設設置 | 通年 | | 全一級水系の直轄管理区域内 | 河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。 | |
| 国土交通省 全ての道路関係事務所 | | 直轄国道の維持管理 ①道路パトロール、②道路清掃、③不法投棄注意看板設置 | 通年 | | 全国の直轄管理国道 | ①道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。②道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。③頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。 | |

3. 啓発活動

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------------------|---------------------|--------------------------|---------|------|------------------|--|----|
| 国土交通省 | | 河川、海岸愛護月間の実施 | 7月 | | 全国各地 | 国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のゴミ関係の施策として、良好な河川、海岸の環境の創出のためのゴミの清掃等、河川や海岸にゴミ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進。 | |
| 国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所 | 自治体、市民団体、学校等 | 住民参加による清掃活動の実施や普及啓発活動の実施 | 随時 | | 直轄管理区域内 | 直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。また、住民に対して不法投棄防止に向けて普及啓発するため、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ等を作成し、ホームページ等を通じて広く周知。 | |
| 中部地方整備局管内 関係事務所 | 自治体、環境ボランティアグループ | 川と海のクリーン大作戦 | 秋 | | 伊勢湾・三河湾を囲む河川及び海岸 | 地元自治体・環境ボランティアグループと連携して住民に呼びかけを行い、海岸の一斉清掃活動を実施。 | |
| 国土交通省、都道府県、市町村、各高速道路株式会社等 | 都道府県、市町村、各高速道路株式会社等 | 平成23年度「道路ふれあい月間」 | 8月 | | 全国 | 道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開。その一環として、地域住民等が主体となり道路清掃を実施。) | |
| 国土交通省 | 市町村、住民グループ等 | ボランティア・サポート・プログラム | 通年 | | 全国の直轄管理国道 | 住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------------------------|--------------|----------------|------------------|------|-------|--|----|
| 国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所 | 自治体、県警、市民団体等 | 協議会等の開催 | 随時 | | 事務所管内 | 不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。 | |
| 国土交通省関東地方整備局等他8ヶ所 | 自治体 | 舟艇利用振興対策会議等の開催 | 年1~2回 (期日は未定) | | 管轄区域内 | プレジャーボートの適正な係留、保管対策の推進にあたっては、各地域の実情に即した地域単位での取り組みが重要であるとの認識のもと、地方整備局と地方運輸局が共同で地方自治体等関係者との情報の共有体制及び各種施策の実施にあたっての協調体制を確立するため会議を開催。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名: 近畿中国森林管理局

1. パトロール関係

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|----------|--------|---------------|---------|-------|------|-------------------------------|----|
| 管内各森林管理署 | 各関係機関等 | 不法投棄防止一斉パトロール | 5月～7月 | H17年度 | 国有林内 | 各関係機関等と連携を図り、管内の一斉パトロールを実施する。 | |

4. 協議会・講習会・研修・その他

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|---------------|-------------|--------|---------|-------|------|--|----|
| 各森林管理署、各関係機関等 | 地方自治体、地域住民等 | クリーン活動 | 7月中心 | H17年度 | 国有林内 | 毎年7月期を『「国民の森林」クリーン月間』として設定し、各関係機関等と連携し、清掃活動等を実施する。 | |

平成23年度における不法投棄監視等の取組予定について

4. 協議会・講習会・研修・その他

機関名：北陸農政局、東海農政局

| 実施主体 | 協力主体 | 事業名等 | 実施(予定)日 | 開始年度 | 場所 | 事業概要 | 備考 |
|------|---------|-------------------|---------|------|------------------------------|--|---------------------------------|
| 活動組織 | 国、県、市町村 | 農地・水保全 管理支払交付金 | 適宜 | H19 | 活動組織保 全地域の集 落協定地域 内 | 農地や農村環境を地域ぐるみで保全するための活動支援。 農地や農業用施設の保全管理等のうち、不法投棄等を防止させるための看板設置や環境美化活動に対する支援あり。 | 不法投棄 対策を目的 に行う事業 ではない。 |

平成22年度は、『農地・水・環境保全向上対策』であったが、平成23年度は名前の変更あり。

35 農地・水保全管理支払交付金

【[所要額] 28, 497(23, 448) 百万円】

対策のポイント

- ・農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付します。
- ・日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー(補修・更新)を拡充し、対策に取り組む集落を追加的に支援します。

<背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、個々の農家では対応困難なそれらの保全管理の取組について下支えする必要があります。
- ・これまで農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきましたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みの構築が必要です。

政策目標

地域の共同活動により機能維持してきた農業用施設(農業用排水路28万km、農道16万km)を長寿命化し、安定した食料供給に貢献

<主な内容>

1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援

農地・農業用水等の資源について、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの「農地、水路等の資源の日常の管理」と、水質保全、生態系保全などの「農村環境の向上に資する活動」を支援します。

共同活動支援交付金 [所要額] 22, 712(22, 697) 百万円
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)
事業実施主体：地域協議会

2. 施設の長寿命化のための活動への支援

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施によりこれまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付により支援します。

向上活動支援交付金 4, 740(0) 百万円
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)
事業実施主体：集落(活動組織)

(活動組織とは)

共同活動支援交付金の交付対象となる組織のことです。

3. 農地・水保全管理支払の推進

農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金 1, 046(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447(直))]]

農地・水保全管理支払交付金

【〔所要額〕 28,497 (23,448) 百万円】

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化

課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

農地・農業用水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付。
- 日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援。

共同活動支援交付金【非公共】
22,712 (22,697) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ



農道脇への花の植栽

単価： 都府県の水田 4,400円/10a
(うち国の支援額2,200円/10a) 等

向上活動支援交付金【非公共】～新規～
4,740 (0) 百万円

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新



砂利舗装をアスファルト舗装へ

単価： 都府県の水田 4,400円/10a
(うち国の支援額2,200円/10a) 等

併せて

農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～
1,046 (0) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

農地・農業用水等の資源や環境の保全と長寿命化